

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和5年 8月17日	和歌山市紀三井寺6 18番地先路上	350,930円	[REDACTED]	塵芥収集車の物損 事故による損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

公園内の事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年12月5日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和5年 8月22日	和歌山市黒田26番 地 北側路上	463,390円	和歌山市吹上2丁 目6番45号 共同土地株式会社 代表取締役 松本 照子	黒田第4公園内の 管理作業中に発生 した物損事故による 損害賠償金